

# 商工通信 あいおい

THE AIOI CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY



今年もたくさんの牡蠣を養殖するイカダが海に浮かんでいます。この冬も美味しい相生のカキをご堪能ください。

## 《主な内容》

開催事業のご報告	2
青年部だより	2
新型コロナウイルス感染症関連支援策情報	3
商工会議所よりお知らせ	3
Go To事業のご案内	4
中小企業相談所だより	5
会員さんご紹介「おかだ港店」	6

『成長する経済』を実現し  
新たな未来を築く

～民間の力が持続的な成長の原動力～



2020  
November

No. 313

**経営分析セミナー！  
事業計画作成セミナーを開催しました**



9月3日(木)と9日(水)に経営分析セミナー・事業計画作成セミナーを開催しました。

講師には中小企業診断士の藤尾政明先生にお越し頂き、経営者に自社の現況と強みを考えて頂き、事業を発展させるための羅針盤としての計画を立てていただくきっかけ作りとして開催したもので、各セミナー8名、延べ16名の参加者が熱心に耳を傾けられました。

受講者からは「非常に分かり易かった」「欲張りすぎない分量で身近な事例が良かった」と大変好評でした。

また当所では今後も集合セミナーを予定しております。

が、ソーシャルディスタンスならびに換気に十分配慮した会場設営を始め、入室時の検温、手指の消毒、講師のガードマスク装着、会場使用前後の机・椅子の消毒など、感染防止に最大限の配慮を行い実施いたします。

**BCP策定セミナーを開催しました**



9月17日(木)BCP(事業継続計画)作成セミナーを開催しました。

当日は12事業所15名の方にご参加頂き、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社橋本上級主任研究員を講師にお迎えし、大規模な自然災害等で休業を余儀なくされた時に、なるべく速やかに復旧させるための計画作りについてセミナーを行いました。

セミナーでは、自社の事業の中で、『可及的速やかに復旧させなければいけない事は何か・事業に順番を付けて復旧に当たること・従業員を始め、必ず連絡しなければならぬ相手先はどこか』など計画を立てていくうえでの必要な考え方を学んでいただきました。また、会場入口には避難グッズの展示をして、準備しておきたい物の参考にしていただきました。

**創業塾in相生を開催しました**



9月25日から11月6日までの

毎週金曜日の夜7時～9時、延べ7日間にわたり創業塾in相生を開催しました。

このセミナーは、創業希望者や創業して間もない方を対象に「事業を成功させる心構え」や、お客様に自分の事業を知っていただくための「開店チラシを作ってみよう!」、従業員を雇う際の「社会保険の基礎」など5つのテーマで勉強していただき、最終日にはご自身の創業計画書を書いていただきました。

当所はこれからも創業希望者への様々な支援を行ってまいります。創業に興味のある方。第2創業を目指される方。事業を承継する予定だけどもこのままで良いのか悩んでおられる方。ぜひ一度ご相談ください。

**次年度会長に  
金本晃昌君を再選出**



**青年部だより**

当所青年部では、令和3年度会長に金本晃昌君(株力ナモト建設)を再選しました。本年度は新型コロナウイルス

の蔓延により、満足いく活動ができず、歯がゆい思いをしています。しかし今年度もまだ半分を残しています。青年部として「できる事」を一生懸命行っ、てまいりたいと考えています。さらに来年度は、今年度の分もあわせて青年部が更なる飛躍を果たすため、また地域に商工会議所青年部があつて良かったと思っていたいただける様に、活動を行っていきたく思っておりますので、よろしくお願いたします。

**2020-2021 相生牡蠣マップを作成します!**

本年も、相生市観光協会と当所が連携して、牡蠣料理店と相生牡蠣や加工場について掲載した、フルカラーのPRマップ(A3サイズ)の作成に向け準備しております。

完成次第所報やHP等によりお知らせいたします。

相生が誇る冬の特産『牡蠣』の食べ歩きにぜひ活用ください。



# 関連支援策情報!!

支援策  
ホームページ  
(経済産業省)



## 申請の期限が近づいております!! 『持続化給付金』、『家賃支援給付金』

『持続化給付金』、『家賃支援給付金』の申請期限が近づいております。  
今から申請をお考えの方はお早めに申請をお願いいたします。

申請でご不明点ございましたら  
相生商工会議所(☎0791-22-1234)にご相談ください。

申請期限

**令和3年1月15日**

持続化給付金  
の内容についてはコチラ



家賃支援給付金  
の内容についてはコチラ



### 新型コロナウイルス感染症支援策 令和3年度課税固定資産税及び都市計画税の軽減措置

事業用家屋と償却資産に係る固定資産税及び  
都市計画税が事業収入の減少幅に応じ、右記の  
とおり軽減されます。

令和2年2月～10月までの任意の3か月間の 売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上50%未満減少	<b>2分の1</b>
50%以上減少	<b>全額</b>

○申請期限 **令和3年1月31日**

○手続き方法 認定経営革新等支援機関(商工会議所など)に売上減少の確認を受けた上で、各市町の税務課に申告

○必要書類 ①申請書(市町毎に書式が異なります。相生市は市のHPよりダウンロードしてください)

②法人税確定申告書別表一(法人)、所得税等確定申告書別表第一票(個人) ③法人事業概況  
説明書(法人)、青色申告決算書など(個人) ④対象月の収入額(合計額)がわかる売上台帳等

②～④の書類は証明する機関により異なります。記載は相生商工会議所で証明する場です。また記載の内容により追加の書  
類を求める場合があります。詳細は相生商工会議所へお尋ねください。

【制度に関する内容についてのお問合せ先】

相生市税務課資産税係 ☎0791-23-7155 他市町の固定資産税等についてはそれぞれの市町にお尋ねください

### 小規模事業者持続化補助金【コロナ特別対応型】 第5回受付締切分が新設されました。

小規模事業者持続化補助金【コロナ特別対応型】第5回受付締切分が新設されました。  
新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策(サプライチェーンの毀損  
への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備)に取り組む小規模事業者等が経営計画を  
作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等のための取組み支援する補助金ですので、事業をお考えの事業者の  
皆様是非ご利用ください。

## ☆第5回受付締切分: 令和2年12月10日締切(郵送:必着)

※申請には当所が発行する様式もございます。発行には一定の日にちが必要ですので、締切1週間前には当所へ申請書等のご提示を願います。

持続化補助金【コロナ型】  
の詳細はコチラ



持続化補助金には【一般型】  
もございます。詳細はコチラ



### 相生商工会議所よりお知らせ

#### 令和2年度当所会費及び負担金納入のお願い

10月28日付にて、令和2年度当所会費納入のお願い(再)  
及び、特定商工業者負担金の納入のお願いをお送りしていま  
すので、ご納入をお願いいたします。

#### 年末年始休業のお知らせ

12月29日(火)～令和3年1月4日(月)は休業  
させていただきます、5日(火)から業務を開始させて  
いただきますので、よろしくお願いいたします。



### 令和3年経済センサス-活動調査の 「企業構造の事前確認」について

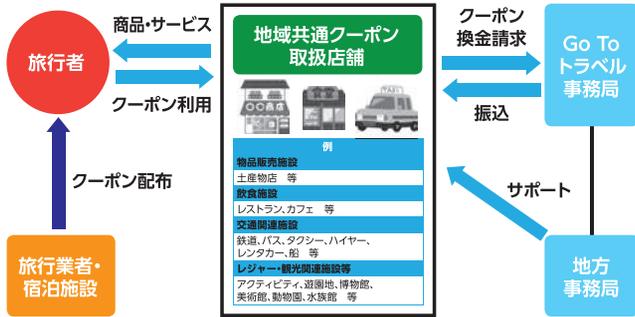
総務省・経済産業省では、令和3年6月に行う  
「令和3年経済センサス-活動調査」を正確か  
つ円滑に実施するため、調査票の配布に先立ち、  
支社・支店などを有する企業等の方々を対象に  
「企業構造の事前確認」を実施します。

これは、支社等の新設・廃止や事業内容を事前  
に確認いただき、その事業内容に応じた調査票  
を配布することを目的としていますので、ご協  
力をお願いします。

# 「Go To トラベル事業」 地域共通クーポン取扱店舗登録のご案内

## Go To トラベルとは

Go To トラベルとは、宿泊・日帰り国内旅行の代金総額の1/2相当額(1人1泊あたり2万円が上限)を国が支援する事業です。支援額の内、70%は旅行代金の割引、30%は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与されます。(例えば、2万円の旅行商品であれば、7千円の旅行代金の割引、3千円の地域共通クーポンを受けられます。)



## 地域共通クーポンとは

旅行先の都道府県とその隣接都道府県において、旅行期間中に限って、Go To トラベル事務局の登録を受けた地域共通クーポン取扱店舗で使用できるクーポンです。

- 1枚1,000円単位で発行する商品券で、お釣りは出ません。
- 事務局で発行し、旅行者が旅行・宿泊商品を購入した旅行業者や宿泊事業者より配布していただきます。

地域共通クーポンは紙クーポンと電子クーポンの2種類ございます。  
取り扱うクーポンはお選びいただけます。(両方お選びいただくこともできます)

### 1.紙クーポン

券種:1,000円



### 2.電子クーポン

券種:1,000円、2,000円、5,000円



\*電子クーポン取扱の準備は、登録完了後に提供されるQRコードを置くのみ、一定の通信環境下では、特設の設備は不要です。

Go To トラベル事業は新型コロナウイルス感染拡大により失われた観光客の流れを地域に取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域における経済の好循環を創出しようとする事業です。

取扱店舗になるための申請は随時受付されており、参加条件および申請方法等は以下をご覧ください。

### 1. 参加条件

地域共通クーポンの取扱いに係る責務等を果たし、事務局の指示に基づき地域共通クーポンを適切に取り扱うことができる者であって、かつ感染症拡大防止策に係る責務等を果たし、感染症拡大防止策を徹底する者

### 2. 申請方法

オンラインで申請される場合は次のHPアドレスから申請してください。

<https://biz.gotojata-net.or.jp/>

郵送で申請される場合は Go To トラベル事務局コールセンターへご連絡ください。

**飲食業の方におかれましては Go To Eat 事業への登録が、当事業の取扱店舗となるための参加条件となっていますので、ご注意ください！！**

オンライン申請及び、  
Go To トラベル事業  
所向けサイトはコチラ



こちらから地域事務局をご案内させていただきます。  
その他、お困りの場合はお気軽にお問い合わせください。

●お問い合わせ先

Go To トラベル事務局コールセンター  
(受付時間10時～19時 ※年中無休)

0570-017-345  
03-6747-3986



## Go To Eat ひょうごキャンペーン

### 参加飲食店募集の ご案内

新型コロナウイルス感染症の拡散による、観光需要の低迷や外出自粛等の影響により被害を受けている飲食業を対象とし、期間を限定した官民一体型の需要喚起のためのキャンペーン (Go To Eat ひょうごキャンペーン) を展開します。

応募資格 兵庫県内の飲食店で次の要件をすべて満たすところが対象です。

- ① 兵庫県内の食品衛生法の許可を得ていること。
- ② 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく外食業の事業継続ガイドライン」を遵守していること。

\* 「風俗営業法」に規定されている「接待飲食等営業」「特定遊興飲食店営業」を営む飲食店は対象外。

\* 店内飲食をメインとしない店舗(デリバリー専門店、移動販売店等)は対象外。

募集開始 令和2年10月1日(木) 申込方法 WEBサイトにてお申込ください

※WEBサイトからのお申込が出来ない場合は専用のホームページから申込用紙をダウンロードするか、兵庫県内の市街で配布するチラシに必要な事項を記入してお申し込みください。

登録料 無料

登録申込みURL URL: <https://gotoeat-hyogo.com/>

#### プレミアム付食事券概要

発行総額	最大で100億円 (うちプレミアム部分は20億円)	購入対象者	兵庫県民はもとより 他府県民も購入可能
発行冊数	最大で80万冊	食事券の有効期間	令和2年10月29日(木)～ 令和3年3月31日(水)(予定)
発行形態	額面 1冊 12,500円 (500円券 25枚)	食事券の換金期間	令和2年11月25日(水)～ 令和3年4月30日(金)(計5回) 月1回の換金予定
販売価格	1冊 10,000円 (プレミアム率25%)		
販売場所	兵庫県内の日本旅行の支店、 イオン・イオンスタイル、 郵便局等を予定		



Go To Eat ひょうごキャンペーン事務局 (農林水産省委託事業者 株式会社日本旅行)  
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-3-2 (営業日・時間) 平日10:00～17:00(土日祝、年末年始休業)  
TEL:078-371-2841 FAX:078-371-2847 E-mail: gtehyogo@nta.co.jp

お問い合わせ先

※お申込みから掲載のながりににつきましては、裏表紙をご覧ください。

Go To Eat キャンペーン事業は新型コロナウイルス感染症の拡散による、観光需要の低迷や外出自粛等の影響により被害を受けている飲食業を対象とし、期間を限定した官民一体型の需要喚起のためのキャンペーンです。

取扱店舗になるための申請は随時受付されており、参加条件および申請方法等は以下をご覧ください。

### 1. 参加飲食店応募資格

- ① 兵庫県内の食品衛生法の許可を得ていること。
- ② 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく外食業の事業継続ガイドライン」を遵守していること。

※ 「風俗営業法」に規定されている「接待飲食等営業」「特定遊興飲食店営業」を営む飲食店は対象外。

※ 店内飲食をメインとしない店舗(デリバリー専門店、持ち帰り専門店、移動販売店等)は対象外。

### 2. 参加飲食店申込方法

WEB サイトにてお申込みください。

<https://gotoeat-hyogo.com/>

※ インターネットでの登録が出来ない場合は、参加飲食店募集チラシをダウンロードしていただき、参加飲食店同意書に同意いただいたうえ、✓を入れて、店舗名と代表者名を記載した書面と、「参加飲食店登録申請書」に必要な事項を記入し、同意書と併せて事務局までFAXまたは郵送にてお申し込みください。

参加飲食店申込み及び、  
お食事券購入等 Go To Eat  
ひょうごに関する内容は  
コチラ



●お問い合わせ先 Go To Eat ひょうごキャンペーン事務局 TEL:078-371-2841 FAX:078-371-2847  
※募集チラシは相生商工会議所にもございますのでお気軽にお問い合わせください



# 中小企業相談所だより

## 『経営なんでもナンデモ相談会』と『リモート個別相談』のご案内(相談無料)

ご商売・事業を営んでおられる経営者の皆様の様々な悩みや問題、資金繰りなどの心配事を一挙に解決する『経営なんでもナンデモ相談会』を開催いたします。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け経営が悪化している事業者に対し、課題解決へ向け個別相談『リモート個別相談』も開催しておりますので、併せてご案内いたします。

### ★『経営なんでもナンデモ相談会』

開催日時: 令和2年11月19日(木) 13:00~16:00

開催場所: 当所大会議室(3階)

相談内容: 融資相談、経営・経営革新相談、創業・事業承継相談、法律相談、労務・社会保険・雇用関係各種助成金相談、税務相談

※相談会詳細は別紙チラシをご覧ください。

### ★『リモート個別相談』

相談名	開催日	相談員【相談内容】
司法書士による 法律相談	12月 2日(水)	司法書士 【会社設立、相続、売掛金回収 金融返済トラブル、訴訟代理】
経営・創業・ 経営革新相談	12月 4日(金)	中小企業診断士 【経営全般、事業計画書作成、各種補助金申請等】
労務・社会保険・ 助成金相談	12月10日(木)	社会保険労務士 【労働保険、健康保険、労使トラブル、就業規則、改正労働法等】
税務相談	12月15日(火)	税理士 【税務全般(相続税、所得税、消費税等、日々の記帳相談)】

開催時間: 13:00~16:00

開催場所: 相生商工会議所 相談室(1階)

※当日は相談者が相生商工会議所に来所いただき、会場に設置してある専用 WEB システムを通じて、相談員とお話をしていただく個別相談を予定しております。

★ご予約は ☎22-1234までお気軽にどうぞ!

ナンデモ相談会、リモート個別相談のネット予約は、こちらから



## 兵庫県最低賃金改定のお知らせ 必ずチェック最低賃金!

これまでの899円が、10月1日より

**900円**(時間額)に改定されました。(1円UP)

この額は、兵庫県内で働いている、全ての労働者(常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託など雇用形態や呼称を問わない)に適用されます。

### 協会けんぽ兵庫支部 加入の事業主・加入者の皆様へ 尼崎・西宮・姫路年金事務所内 協会けんぽ出張窓口の終了について

終了日 ▶ **令和3年2月26日(金)**

協会けんぽ兵庫支部では、郵送による届出・申請が年々増加しており、現在開設中の出張窓口への来訪者数が減少傾向であること、また加入者・窓口対応者の新型コロナウイルス感染症予防・感染リスクの低減を図ることから、現在開設中の**尼崎・西宮・姫路年金事務所内**の**出張窓口**について、**令和3年2月26日**をもって終了することといたしました。令和3年3月以降は、電話によるご相談や郵送による届出・申請をご利用ください。

なお、下記協会けんぽ兵庫支部窓口については引き続き開設しております。

### 協会けんぽ兵庫支部のご案内

全国健康保険協会 兵庫支部  
協会けんぽ

〒651-8512

神戸市中央区磯上通7-1-5

三宮プラザEAST

【電話番号】

078-252-8701

【受付時間】

午前8時30分から午後5時15分まで

(土・日・祝日・年末年始を除く)



## 税務署からのお知らせ

◎確定申告書の提出について

令和2年分の申告所得税の確定申告期間は、令和3年2月16日から令和3年3月15日までです。

新型コロナウイルスの感染拡大を避けるため、確定申告書の電子申告や郵送での提出に、ご協力をお願いしています。

なお、次の日程で、電子申告の際に必要なID・パスワードの発行会を行います。

日時	場所	備考
12月2日(水)9:30~16:00 (15:30で受付を終了します。)	相生市役所 1階 マイナポイント支援窓口	顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)をご持参ください。

※詳しくは、同封しているリーフレットをご覧ください。

